

## 公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約締結は、当該業務に係る平成25年度当初予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成25年2月22日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「世田谷区交通まちづくり基本計画改定業務委託」

#### (2) 業務内容

平成25年度から平成26年度の2カ年の業務内容（案）は下記のとおり

##### ①基礎調査

（交通、社会、経済等の状況の整理分析や国や東京都の上位計画、他所管の関連計画や交通、道路等の関連法の整理）

##### ②改定世田谷区交通まちづくり基本計画の評価・検証

##### ③区の現況・課題の整理

##### ④目標・基本方針の検討

##### ⑤目標・基本方針を実現するための施策・事業の検討

##### ⑥交通まちづくり基本計画素案の作成

##### ⑦交通まちづくり基本計画案の作成

##### ⑧区民説明会の開催支援

##### ⑨学識経験者の意見聴取

##### ⑩パブリックコメントの実施支援

##### ⑪庁内検討委員会・作業部会等の運営支援

##### ⑫新たな基本構想、基本計画、都市整備方針の検討内容との調整

##### ⑬各種会議用資料の作成

##### ⑭報告書の作成

#### (3) 履行期間

平成25年5月上旬（予定）から平成27年3月13日（金）まで

※委託契約は年度ごとに行い、本事業について各年度の予算配当があること及び平成26年度については平成25年度の内容が良好と認められることを条件とする。

※法改正等により業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しないことがある。

### 2 参加資格

参加表明書提出日現在において次に掲げる要件のすべてに該当する者

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (6) 平成14年4月以降に本業務と同種・類似業務を行った実績を有すること

※同種業務：都内市区町村または東京都近郊の政令指定都市における、交通計画の策定または改定に関する業務

※類似業務：都内市区町村または東京都近郊の政令指定都市における、都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針)の策定または改定に関する業務(全体構想及び地域別構想の検討ならびに合意形成に関することを含む)

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知書を送付する。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 法人実績
- (2) 予定技術者実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務実施方針
- (5) 特定テーマに対する提案
  - ①的確性
  - ②実現性
  - ③独創性
- (6) 資料作成能力
- (7) ヒアリングによる説明、質疑応答
- (8) 参考見積書の整合性・妥当性

### 5 手続き等

- (1) 担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号(世田谷区役所第3庁舎2階)

世田谷区交通政策担当部交通政策課交通企画担当 清水・本杉

電話：03（5432）2544

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成25年2月22日（金）～3月8日（金）

場所 上記（1）窓口（平日午前8時30分～午後5時）にて配布及び、  
世田谷区ホームページに掲載

([世田谷区トップページ](#))→([住まい・街づくり・交通](#))→([交通](#))

方法 上記（1）窓口で配布、世田谷区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成25年3月8日（金） 午後3時まで必着

場所 上記（1）に同じ

方法 持参又は郵送

(4) 提案書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成25年4月5日（金） 午後3時まで必着

場所 上記（1）の担当部課窓口

方法 持参又は郵送

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の  
相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

※ 平成26年度 世田谷区交通まちづくり改定業務委託

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・  
名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することが  
できる。

(7) 詳細は実施要領による。